

京都市上下水道局告示第34号

京都市指定下水道工事業者規程第3条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1項第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

平成26年8月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 新規指定業者名等

(1) 指定業者名

京都府綴喜郡井手町大字多賀小字新造21番地1-A

株式会社 小藪設備

代表取締役 小藪 智孝

(2) 指定期間

平成26年8月6日から平成30年3月31日

2 廃止届出業者名等

(1) 廃止業者名

京都府綴喜郡井手町大字多賀小字新造21番地1-A

小藪設備

小藪 智孝

(2) 廃止届出年月日

平成26年6月27日

(上下水道局下水道部管理課)